

確認申請におけるブロック塀等の取扱いについて

建築基準法において、建築物に付属する塀等は建築物に該当します。(法第2条第1号) 確認申請時には、申請敷地内のブロック塀等※の建築基準法への適合状況が確認できないと確認済証の交付はできません。(原則、申請敷地内すべて(隣地との共有も含む)が対象)

申請図書の作成にあたっては、以下の点にご留意ください。

※ブロック塀等：補強コンクリートブロック造の塀、組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造)のへい

1 記載の徹底

ブロック塀等がある場合は、配置図にブロック塀等の位置を明示してください。(既存・新設共。撤去するものはその旨も明示。)

完了検査時に確認申請時の配置図に記載の無いブロック塀等があった場合、検査済証の交付はできません。

2 適合状況の確認

ブロック塀等が法令の規定に適合していることが確認できる資料を添付してください。(既存・新設共。ただし、撤去するものを除く。)

資料へ記載する内容は下記のとおり。

- ・高さ、壁の厚さ、鉄筋の状況、基礎の状況、控壁の状況、建築時期、劣化状況(安全性)

※鉄筋の径や基礎の形状、配筋状況が不明の場合は、鉄筋の有無、基礎の根入深さのみでも可とする

- ・仕様規定に適合しない場合は、構造計算書

3 例外(改善が必要な場合)

適合状況が確認できず、改善工事が必要なブロック塀等を残置する場合は、改善計画を添付してください。

なお、当該改善工事は建築工事完了時まで完了する計画としてください。

※建築工事完了時まで完了しなければ、検査済証の交付はできません。

改善計画に記載する項目は下記のとおり。

- ・規定に適合しない内容とその改善方法(高さを低くする・控壁設置等)

4 その他

ブロック塀等が法令の規定に適合していることが確認できず、耐震診断基準等により安全性を確認する場合は、確認申請の前に申請機関へ事前相談を行ってください。

(耐震診断基準等)

- ・耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説による簡易評価
- ・(一社)全国建築コンクリートブロック工業会等の施工基準

(参考) 建築基準法施行令一抜粋一

(組積造のへい)

第六十一条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、一・二メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の十分の一以上とすること。
- 三 長さ四メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの一・五倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの一・五倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、二十センチメートル以上とすること。

(塀)

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ一・二メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、二・二メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、十五センチメートル（高さ二メートル以下の塀にあつては、十センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ三・四メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの五十分の一以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の四十倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、三十五センチメートル以上とし、根入れの深さは三十センチメートル以上とすること。